

寄付金募集の報告（平成 30 年 1 月 9 日）

1 特定公益増進法人へのご寄付のお願い

公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉の貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人として、法人税および所得税法の「特定公益増進法人」に該当している法人をいいます。

公益社団法人西原町シルバー人材センターは、特定公益増進法人として認定を受けており、特定公益増進法人にご寄付いただきますと、税法上の優遇措置が得られます。

寄付金は、シルバー人材センター事業（公益目的事業）の推進に活用され、高齢者が生きがいと誇りをもって働くことで地域社会に役立てられます。

2 税法上の優遇

寄付金は、個人・法人を問わず、次のとおり免税対象経費として取り扱われます。

○個人の場合／「年間寄付金額から 5 千円を引いた額」〈寄付総額が総所得の 40%を限度〉

○法人の場合／一般の寄付金とは別枠で、損金算入限度額まで寄付金の損金算入ができます。

※税制上の優遇措置（寄付金控除等）の詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

3 寄付金の活用

センターは、健康で働く意欲のある高齢者の方々に臨時的・短期的な就業の場を提供する公益社団法人です。皆様からいただいた寄付金は、シルバー人材センター事業の推進に活用されます。

上記 1～3 に基づき 12 月 18 日～12 月 28 日にかけて寄付金募集を行った結果、下記の皆様より寄付金をいただきました。

伊禮孝眞氏（浦添建具）、オキセイ産業、金秀鋼材、小波津砂販売所、総合金物さきやま、友寄オートサービス、ナカヨシ建機、長嶺商会、丸伊産業、屋我商会（五十音順）

合計 153,000 円

ご寄付なされた皆様、本当にありがとうございました。